

しずぎん反復利用型マイカーローン規定(当座貸越規定)

借主は静銀セゾンカード株式会社または株式会社オリエンコーポレーション（以下静銀セゾンカード株式会社と株式会社オリエンコーポレーションを併せて「保証会社」という）の保証に基づき株式会社静岡銀行（以下「銀行」という）としずぎん反復利用型マイカーローンに係る当座貸越取引（以下「本取引」という）をするに付して次の条項を約定します。

第1条（取引方法）

- 本取引は、銀行国内本支店のうち、いずれか1か店（以下「取引店」という）で開設することにより行われるとします。
- 本取引による貸越は、以下のいずれかの方法で申込みを、原則として当座貸越口座から支払先への振込により行われるとします。
 - 銀行国内本支店において、銀行所定の当座貸越借入請求書に氏名・金額等を記入し、しずぎん反復利用型マイカーローン利用申込書（兼当座貸越越請求）記載の指定預金口座（以下「指定預金口座」という）の届出印鑑を押捺のうえ、専用のローンカードおよび資金使途が確認できる資料とともに窓口へ提出する方法。
 - 銀行所定のウェブフォームへの入力による方法。ただし、2回目以降の申込みには、銀行所定のインターネットバンキングを二契約のうえ、ご利用いただきます。
 - 本取引では、小切手・手形の振出し、あるいは引受けをしないものとします。
 - 専用のローンカードを現金自動支払機（現金自動入札・払戻兼用機を含む。以下「支払機」という）にて使用して本取引を行う場合の専用のローンカードおよび支払機の取扱いについては、銀行所定のローンカード規定によるものとします。
 - 本取引に基づく当座貸越金は、第2項により提出した資料に基づく資金使途以外に使用する場合、借主から提出を受けた資料等に原本と相違するなどの誤りがある場合、もしくはこれらに該当するおそれのある場合、その他その使用が不適切と認められる場合は、銀行の判断により、使用できないことがあるものとします。

第2条（貸越程度額）

- 本取引により銀行から貸越を受けることができる貸越程度額（以下「決定貸越程度額」という）は、契約日（利用申込を銀行が承認した日）をいう）以後に銀行から「二契約内容のお知らせ」に案内する金額のとおりとします。決定貸越程度額が変更となる場合は、新たな決定貸越程度額を借主に通知するものとします。
- 決定貸越程度額を超えて、銀行が貸越をした場合は、この規定の各条項が適用されるものとします。この場合には借主は銀行から請求があり次第直ちに決定貸越程度額を超える金額を支払うものとします。
- 決定貸越程度額について、借主から変更申込があった場合、銀行にて審査のうえ保証会社へ保証委託を行い、保証会社が適当と認めた場合、銀行はこれに応じるものとします。

第3条（取引期限）

- 本取引の期限は、契約日の1年後の応日が属する月の末日とします。ただし、期限の1ヵ月前までに、銀行から期限を延長しない旨の申し出がない場合には、取引期限は更に1年間延長されるものと、以後も同様とします。なお、借主の年齢が満70歳を超えた場合は取引期限を延長しないものとします。
- 銀行から取引期限を延長しない旨の申し出があった場合は、次のとおりとします。
 - 取引期限の到来により本取引は終了します。
 - 第5条の定めにかかわらず、借主は取引期限までで当座貸越元金全額を返済するものとします。（ただし、満70歳を超えたことにより取引期限が到来した場合はこの限りではありません。）
 - ローンカードは、取引期限後直ちに取引店に返却するものとします。

第4条（利息・損害等）

- 当座貸越金と利息（保証料を含む）は、付利利率を100円とし借主が指定する毎月の約定返済日（以下「約定返済日」という）（銀行休業日の場合は翌営業日。以下同じ）に、銀行所定の利率および方法により計算し、貸越元金も組み入れるものとします。
- 前項の利率は、短期プライムレートに連動する銀行の定期預金受取優遇金利（以下「基準金利」という）を基準として、この基準金利の変更に伴って、その変動幅と同一幅で引き上げ、または引き下げられます。しかし、金融情勢の変化、その他相当の理由により基準金利が廃止された場合には、基準金利にかえ一般に相当と認められる市場の基準金利とします。
- 前項の改定による新利率は、基準金利変更日以降最初に到来する約定返済日以降の利率について適用されます。
- 銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金は年15.0％（年365日の日割計算）とするものとします。

第5条（約定返済）

- 本取引に基づく当座貸越金は、約定返済日に、直近の当座貸越金借入請求書により、または銀行所定専用ウェブフォームにより借主が指定した金額を返済するものとします。指定金額は、直近の借入時の貸越残高を120で除いた金額（1,000円単位、端数切上）を下限とし、1,000円単位で指定するものとします。
- 前項にかかわらず約定返済日前日の貸越金残高が前項に定める定期返済金額に満たない場合には、当該残高の全額を返済するものとします。

第6条（期間満了）

- 前条による定期返済が、随時に任意の金額で返済できるものとします。
- 前項の期間満了は、次の自動引落として行う当座貸越口座へ直接入金することによって行われるとします。ただし、証券類が当座貸越口座へ入金できないものとします。
- 定期返済が滞延してある当座貸越口座への入金については、まず定期返済の滞延金額に充当し、残高を随時返済するものとします。ただし、入金額が滞延金額全額に満たない場合は、滞延してある返済金のうち約定返済日の古し順に当座貸越口座への入金を行うものとします。

第7条（約定返済金の自動引落し）

- 第5条による返済は自動引落としによるものとします。この場合、借主は毎月約定返済日までに指定預金口座へ返済金相当額以上の金額を預入するものとし、銀行は約定返済日に銀行に所定の普通預金規定にかかわらず、普通預金通帳（総合口座通帳を含む）および同払戻請求書なしで引落とすような返済をいかなる場合においても行いません。
- 前項の預入が滞延した場合には、銀行は返済金と損害金について、預入後いつでも前項と同様の取扱いができるとします。
- 指定預金口座の残高が返済額に満たない場合には、銀行はその一部を返済に用いて返取扱いをせず、返済が滞延するものとします。

第8条（期限前の全額返済）

- 借主について次の各号の事由が一つで生じた場合には、借主は本取引による債務全額について期限の利益を失い、借入要素記載の返済方法によらず、直ちに本取引による債務全額を返済するものとします。
 - 借主が返済を滞延し、翌々月の約定返済日においても返済しなかったとき。
 - 保証会社が銀行に対して保証しているものの債務について、一つでも期限の利益を喪失したとき。
 - 支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申出があったとき。
 - 手形交換所または株式会社全銀電子ネットワークの取引停止処分を受けたとき。
 - 借主の債務その他の銀行に対する債務について、仮差押・保全差押または差押の命令、通知が発せられたとき。
 - 借主が返済不能の状況に陥り、債務整理する旨の通知が発送されたとき。
 - 住所変更の届出を怠ると、借主の責めに帰すべき事由によって、銀行において借主の所在が不明になったとき。
- 次の各号場合には、借主は、銀行からの請求によって、本取引による債務全額についての期限の利益を失い、借入要素記載の返済方法によらず、直ちに本取引による債務全額を返済するものとします。
 - 保証会社との契約の条項または銀行との約定に違反し、もしくは銀行に対する債務を履行しなかったとき。
 - 借主が第15条（代わり証書等の差し入れ）の規定に違反したとき。
 - 前号のほか、借主は借主と保証会社との間で、支払機の使用にかえ、銀行所定の当座貸越金借入請求書に氏名・金額を記入し、しずぎんカードローン（反復利用型マイカーローン）利用申込書（兼当座貸越越請求）記載の指定預金口座（以下「指定預金口座」という）の届出印鑑を押捺のうえ、専用のローンカードとともに窓口へ提出することにより本取引を行うことでもできるものとします。

- 本取引は、銀行国内本支店のうち借主がしずぎん反復利用型マイカーローンの債務返済を行っている店（以下「取引店」という）で開設することにより行われるとします。
- 本取引は、専用ローンカードおよび現金自動支払機（現金自動入札・払戻兼用機を含む。以下「支払機」という）を使用する当座貸越で行う当座貸越により行われるものとします。
- 前項に定めるほか銀行国内本支店においては、支払機の使用にかえ、銀行所定の当座貸越金借入請求書に氏名・金額を記入し、しずぎんカードローン（反復利用型マイカーローン）利用申込書（兼当座貸越越請求）記載の指定預金口座（以下「指定預金口座」という）の届出印鑑を押捺のうえ、専用のローンカードとともに窓口へ提出することにより本取引を行うことでもできるものとします。

- 本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適応されるものとします。

第9条（反社会的勢力の排除）

- 借主または連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等ばつぐろまたは特殊技能者集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供するなどの関与していると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - その他前号に準ずる行為

- 借主または連帯保証人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により保証会社へ届出するものとします。前項の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も同様とします。
- 本取引では、小切手・手形の振出し、あるいは引受けをしないものとします。
- 本取引に基づく当座貸越金は、返済資金に使用することではできません。

- 本取引の期限は、しずぎん反復利用型マイカーローンの取引期限と同一とします。ただし、期限の1ヵ月前までに、銀行から期限を延長しない旨の申し出がない場合には、取引期限は更に1年間延長されるものと、以後も同様とします。なお、借主の年齢が満70歳を超えた場合は取引期限を延長しないものとします。
- 銀行から取引期限を延長しない旨の申し出がなされた場合は、次のとおりとします。
 - 取引期限の到来により本取引は終了します。
 - 第5条の定めにかかわらず、借主は取引期限までで当座貸越元金全額を返済するものとします。
 - ローンカードは、取引期限後直ちに取引店に返却するものとします。

- 当座貸越金の利息（保証料を含む）は、付利利率を100円とし借主が指定する毎月の約定返済日（以下「約定返済日」という）（銀行休業日の場合は翌営業日。以下同じ）に、所定の利率および方法により計算し、貸越元金も組み入れるものとします。
- 前項の利率は9.0％とします。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行が、一般的に合理的と認められる程度のものに変更することができるものとします。利率を変更する場合、この変更の内容は、あらかじめ銀行の同意に承認するものとします。
- 銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金は年15.0％（年365日の日割計算）とします。

第10条（貸越の中止）

- 第5条に定める返済が滞延してある場合、前条により本取引によるいつさいの債務につき期限の利益を失った場合、または第1条第5項に規定した場合には、借主は新たな貸越をうけることができないものとします。

- 前項のほか借主について相続が開始した場合、ならびに銀行または保証会社に対する他の債務が

- 滞延するなど、債権の保全その他相当の事由がある場合は、銀行は新たな貸越を中止することができるものとします。

第11条（解約）

- 借主はいつでも本取引を解約することができるとします。この場合、借主は銀行所定の書面を取扱店へ提出し、直ちに本取引による債務を全額返済するものとします。
- 第8条第1項もしくは第2項の各号または第9条第3項に該当するときは、借主が第1条第5項に違反したときは、銀行は本取引を解約することができるものとします。
- 前2項により本取引が解約された場合は、借主はローンカードを返却し、本取引による債務を直ちに全額返済するものとします。

第12条（銀行からの相殺）

- 借主が本取引による債務を履行しなけられぬ場合には、銀行は貸越元金等と借主の預金その他の銀行の負担する債務とを、その債務の期限のいかににかかわらず、いつでも相殺することができるとします。
- 前項の相殺ができ場合には、銀行は事前の通知および所定の手続を省略して預金その他の諸預り金を払戻し、本取引の債務の返済に充当することができるものとします。この場合、銀行は借主に対して充分した結果を通知します。
- 前2項によって銀行が相殺等をする場合、債権債務の利息、損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定の定めによるものとします。ただし、満期日未到来の預金等の利息は、満期日前解約利率によらず約定利率により1年365日とし、日割りで計算します。

第13条（借主からの相殺）

- 借主は、本取引による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、本取引による債務の期限が未到来であるも、相殺することができるとします。
- 前項により相殺をする場合には、相殺計算を実行する日の3営業日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものと、預金その他の債権の証書、通知根拠に銀行に提出するものとします。
- 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については預金規定等の定めによるものとします。

第14条（債務の消滅にあてなる順序）

- 銀行から相殺をする場合には、本取引による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上の事由により、どの債務との相殺におけるかを指定することができ、借主はその指定に対して債務を返済しないものとします。
- 借主から返済または相殺を受ける場合には、本取引による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、借主は返済または相殺を受けるかは指定するかを指定するものとします。なお、借主がその債務の返済または相殺を受けるかを指定しないときは、銀行が指定することができるが、借主はその指定に対して責を負ふべきでないものとします。
- 借主の債務のうち一つでも返済の滞りが生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は逐漸なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、どの債務の返済または相殺にあてられるかを指定することができる。
- 第2項のなお書きたる第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第15条（代わり証書等の差し入れ）

事変、災害等銀行の責めに帰することでない事情による本借主その他の書類が紛失、滅失または損壊した場合には、借主は銀行の同意を得たうえで代わり証書等を差し入れるものとします。

第16条（印鑑取換）

銀行が、本取引にかかわる諸届その他の書類に使用した印影をこの契約書に押印の印影または指定預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないとして取り扱ったときは、それら書類につき、偽造・変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第17条（費用の負担）

銀行の権利の行使もしくは保全に要した費用は、借主が負担するものとします。

第18条（届出事項の変更等）

- 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主は直ちに銀行へ書面へ届出をするものとします。
- 借主が前項の届出を怠ったために、銀行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書を送った場合は、延滞またはは滞りなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとします。

第19条（成年後見等の届け出）

- 家庭裁判所の審判により、借主について補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を銀行に書面へ届出するものとします。借主の成年後見等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も同様とします。
- 家庭裁判所の審判により、借主について任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名の氏名その他必要な事項を銀行へ届け出るものとします。
- すでに借主について補助・保佐・後見開始の審判がなされているとき、または任意後見監督人の選任がなされているときにも、前2項の変更届け出をするものとします。
- 前項の届出事項に取消または変更等が生じた場合には、届出の届出後に同様に届け出るものとします。
- 前4項の届出の前に生じた損害については、銀行の責に帰すべき事由による場合を除き、銀行は責任を負わないものとします。

第20条（報告および調査）

- 銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合は、借主は自己の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。
- 借主は自己の信用状態について重大な変化を生じたときは、銀行から請求がなくても逐漸なく報告するものとします。

第21条（合意管理）

本取引に合意して譲渡の必要が生じた場合には、銀行本所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第22条（個人情報の取扱いにかんする同意）

個人情報の取扱いにかんする同意については、銀行が別途定める「個人情報にかかわる同意書」によるものとします。

第23条（規約の変更等）

- 本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適応されるものとします。

しずぎんカードローン（反復利用型マイカーローン付帯）規定(当座貸越規定)

借主は静銀セゾندوق株式会社または株式会社オリエンコーポレーション（以下静銀セゾندوق株式会社と株式会社オリエンコーポレーションを併せて「保証会社」という）の保証に基づき株式会社静岡銀行（以下「銀行」という）としずぎんカードローン（反復利用型マイカーローン付帯）に係る当座貸越取引（以下「本取引」という）をするに付して次の条項を約定します。

第1条（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、しずぎん反復利用型マイカーローン規定に従って取扱うものとします。

第2条（取引方法）

- 本取引は、銀行国内本支店のうち借主がしずぎん反復利用型マイカーローンの債務返済を行っている店（以下「取引店」という）で開設することにより行われるとします。
- 本取引は、専用ローンカードおよび現金自動支払機（現金自動入札・払戻兼用機を含む。以下「支払機」という）を使用する当座貸越で行う当座貸越により行われるものとします。
- 前項に定めるほか銀行国内本支店においては、支払機の使用にかえ、銀行所定の当座貸越金借入請求書に氏名・金額を記入し、しずぎんカードローン（反復利用型マイカーローン）利用申込書（兼当座貸越越請求）記載の指定預金口座（以下「指定預金口座」という）の届出印鑑を押捺のうえ、専用のローンカードとともに窓口へ提出することにより本取引を行うことでもできるものとします。

- 本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。利率を変更する場合、この変更の内容は、あらかじめ銀行の同意に承認するものとします。
- 銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金は年15.0％（年365日の日割計算）とします。

第3条（取引期限）

- 本取引の期限は、しずぎん反復利用型マイカーローンの取引期限と同一とします。ただし、期限の1ヵ月前までに、銀行から期限を延長しない旨の申し出がない場合には、取引期限は更に1年間延長されるものと、以後も同様とします。なお、借主の年齢が満70歳を超えた場合は取引期限を延長しないものとします。
- 銀行から取引期限を延長しない旨の申し出がなされた場合は、次のとおりとします。
 - 取引期限の到来により本取引は終了します。
 - 第5条の定めにかかわらず、借主は取引期限までで当座貸越元金全額を返済するものとします。
 - ローンカードは、取引期限後直ちに取引店に返却するものとします。

第4条（利息・損害金等）

- 当座貸越金の利息（保証料を含む）は、付利利率を100円とし借主が指定する毎月の約定返済日（以下「約定返済日」という）（銀行休業日の場合は翌営業日。以下同じ）に、所定の利率および方法により計算し、貸越元金も組み入れるものとします。
- 前項の利率は9.0％とします。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行が、一般的に合理的と認められる程度のものに変更することができるものとします。利率を変更する場合、この変更の内容は、あらかじめ銀行の同意に承認するものとします。
- 銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金は年15.0％（年365日の日割計算）とします。

第5条（定期返済）

- 本取引に基づく当座貸越金は、約定返済日に前月約定返済日の貸越金残高に応じ次のとおり返済するものとします。

前月約定返済日の貸越金残高	定 例 返 金 額
1万円以下の場合	前月約定返済日の貸越金残高
1万円超 5 0万円以下の場合	1万円

- 前項にかかわらず、約定返済日前日の貸越金残高が前項に定める定期返済金額に満たない場合には、当該残高の全額を返済するものとします。

第6条（解約）

- 借主はいつでも本取引を解約することができるとします。この場合、借主は銀行所定の書面により取引店へ通知し、直ちに本取引による債務を全額返済するものとします。
- 借主は、しずぎん反復利用型マイカーローンを解約する場合、本取引も同時に解約するものとします。
- しずぎん反復利用型マイカーローン規定第8条の各号および第9条の事由があるときは、銀行は本取引を解約することができるものとします。
- 前3項により本取引が解約された場合は、借主はローンカードを返却し、本取引による債務を直ちに全額返済するものとします。

しずぎん反復利用型マイカーローンしずぎんカードローン(反復利用型マイカーローン付帯）保証委託約款

第1条（委託の範囲）

- 私が次項の保証会社（以下「保証会社」という）に委託する保証の範囲は、株式会社静岡銀行（以下「銀行」という）から融資を受ける表面記載のローンの借入金、利息、損害金、その他一切の債務の全額とします。
- 私は、静銀セゾندوق株式会社または株式会社オリエンコーポレーションに保証を依頼します。
- 第1項の保証は保証会社が保証を適当と認め、これに基づいて銀行が融資を実行したときに成立するものとします。
- 第1項の保証内容は、私が保証会社および銀行との間に締結している表面記載のローンにかかわる契約書、その他の約定書の各条項によるものとします。

第2条（代位弁済）

- 私が銀行との表面記載のローンにかかわる契約書、その他の約定書に違反したため保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なくして弁済されても異議ありません。
- 保証会社が求償権を行使する場合には、この約款の各条項のほか、私が銀行との間に締結した表面記載のローンにかかわる契約書、その他の約定書の各条項を適用されても異議ありません。

第3条（求償権）

私は、保証会社の私に対する上記各号に定める求償権について弁済の責に任じます。

- 前条による保証会社の出払額
 - 当行および当行がオンライン現金自動支払機（自動入札・払出兼用機を含む。以下「支払機」という）の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関（以下「提携行」という）の支払機を使用し当座貸越口座から当座貸越金借入、または当座貸越口座へ当座貸越金を返済する場合、ただし、しずぎん反復利用型マイカーローンに係る当座貸越金の借入は支払機で行うことではできないものとします。
- 当行国内本支店の窓口で当座貸越口座から当座貸越金借入れ、または当座貸越口座へ当座貸越金を返済する場合
 - 保証会社がその債権保全あるいは実行のために要した費用の総額

私が下記の各号のいずれにでも該当したときは、第2条による代位弁済前といども求償権を行使されても異議ありません。

- 弁済期が到来したときまたは被保証債務の期限の利益を失ったとき
- 預金その他の銀行に対する債権について仮差押・差押の命令、通知が発送されたときもしくは競売の申立てまたは破産手続開始・民事再生手続開始などの申出があったとき
- 租税公課の滞滞処分を受けたとき、または保全差押を受けたとき
- 支払いを停止したとき
- 手形交換所の取引停止処分があったとき
- 保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき
- 返済不能の状況に陥り、債務整理する旨の通知が発送したとき
- その他債権保全の必要と認められたとき

第5条（反社会的勢力の排除）

- 借主または連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等ばつぐろまたは特殊技能者集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供するなどの関与していると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- 借主または連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - その他前号に準ずる行為

- 私または連帯保証人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により保証会社へ届出するものとします。前項の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も同様とします。
- 本取引では、しずぎんカードローン（反復利用型マイカーローン付帯）の保証番号を変更される場合があります。保証番号は変更前、前項によるほか当行の支払機を使用して、随時行うことができます。当行の支払機を使用した保証番号の変更をする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、カードを挿入し、届出の暗証番号を正確に入力してください。この場合、画面による届出は不要です。

- カードを紛失した場合は、直ちに本人から書面によって当該カード発行店（以下「当店」という）に届出てください。この届出を怠ったときは、直ちにカードによる借入ならびに預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行の責に帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。

- 前項の届出の際に、カードを紛失した暗証または口頭による通知があった場合には、前項と同様とします。なお、この場合にも、通知後速やかに書面によって当店に届出てください。また、本人もしくは、保証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行の責に帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。

- しずぎん反復利用型マイカーローンとしずぎんカードローン（反復利用型マイカーローン付帯）の暗証番号は同一の番号であり、しずぎん反復利用型マイカーローンの暗証番号を変更した場合には、しずぎんカードローン（反復利用型マイカーローン付帯）の暗証番号も変更される場合があります。暗証番号は変更前、前項によるほか当行の支払機を使用して、随時行うことができます。当行の支払機を使用した暗証番号の変更をする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、カードを挿入し、届出の暗証番号を正確に入力してください。この場合、画面による届出は不要です。

- カードを紛失した場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を含めることがあります。
- カードを再発行する場合には、銀行店頭に示された所定の再発行手数料をいただきます。

- （暗証照合等）

- カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。

- 支払機によりカードを確認し、支払機操作の原使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ借入れを行う場合には、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他その事故があっても、そのために生じた損害については当行および提携行は当行の責に帰すべき事由による場合を除き責任を負いません。

第6条（中止・解約・終了）

- 原債務または保証会社担保債務の不履行や信用情報機関の信用情報等に基づき、保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも本保証会社はこの保証を中止し、または解約することができるとします。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。
- 私または連帯保証人は前項により保証会社から保証が停止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続をし、保証会社には負担を負いません。
- 私と銀行との間の表面記載のローンにかかわる契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了するとします。この場合、私は、保証会社が保証委託契約証書を私宛に返却しない取扱いをしたとしても異議ありません。

第7条（通知義務）

- 私または連帯保証人は、その住所、氏名、勤務先等に変更を生じ、その他求償権の行使に影響ある事象が発生したときは、直ちに書面をもって通知し保証会社の指示を行います。
- 私および連帯保証人は、自己の財産、経営、収入、取入等について、保証会社から求められたときは、直ちに通知し、帳簿調覧ならびに担保物等への調査に協力いたします。
- 前項の届出がないために、保証会社と私または連帯保証人とは銀行の住所に送付する郵便物が届かなかった場合は、保証会社と私または連帯保証人とは、通常到達すべきときに到達したものとします。ただし、届出を怠ったことについてやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。